

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業保険法	法令番号	昭和 22 年法律第 185 号	
手続名	業務の執行方法の変更等の監督命令	根拠条項	第 210 条第 2 項	
処分基準	農業保険法第 210 条第 2 項の規定による業務の執行方法の変更等の監督命令に係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課